

山梨県公報

号外第十四号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

条 例

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 法人の事業税に係る見直し

(1) 法人に対する所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人(資本金一億円超の法人)の年八百万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、税率を一・〇%とする。

(2) ガス供給業に係る課税方式の見直し

ガス供給業のうち、導管部門の法的分離の対象となる法人等について、製造・小売事業の課税方式に付加価値制及び資本制を組み入れる。

(二) 不動産取得税の特例措置に係る見直し

知事が住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に該当すると認める場合は、不動産を取得した者から申告がなくとも当該特例措置を適用することができることとする。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十七号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。以外の方が行うものを除く。以下同じ。)」を「(第四号及び第三十八条第二項において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第三十八条第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十八条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(第三十四条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第四十条第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本制又は同号ロ」を「資本制又は同項第三号ロ」に改める。

第五十条の二第一項中「第七十三条の十四第十一項」を「第七十三条の十四第十二項」に改め、同条第二項中「第七十三条の十四第十二項」を「第七十三条の十四第十三項」に改め、同条第三項中「第七十三条の十四第十三項」を「第七十三条の十四第十四項」に改める。

第五十条の三に次の一項を加える。

2 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が法第七十三条の十四第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第五十八条第七項中「及び第五項」を「第五項及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 知事は、第五項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

附則第十条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の山梨県税条例（次条において「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。